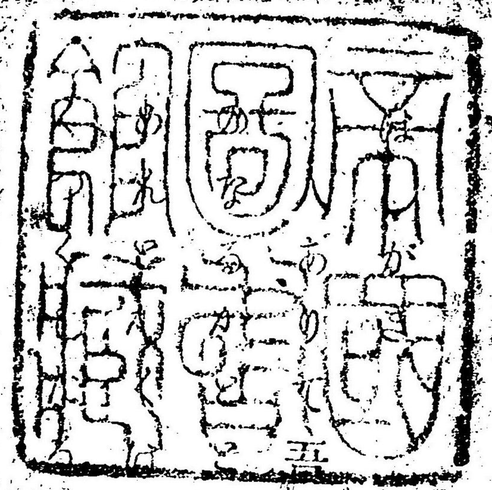

國の貨幣はいかなる種類のも
のにもあれ、かゝるものなりと蒼へし
らんことをつとめたるのみ、されど紙幣はみ
な省きたり、其のこゝろして見たまひかし。

尚ほ漏れたるもあるべし、後の人よろしく
之を校正するあらば幸甚

明治三十六年の春日

編者識

日本の貨幣

進而堂　榎本文城編述

吾國の貨幣は、顯宗皇帝の御宇に流通し居たりといふ、銀錢を以て始めとなす、されどうはいかがあるものなりしか未だ審かならず。

天武天皇の白鳳十二年に至り、始めて銅錢を發行して、銀錢の通用を禁止せられたり、されど尚ほ世人は、銀錢の通用を希望せしにや、遂に再び銀錢の通用を許されたり。

この時發行せられたる銅錢は、和同開珍錢にして、禁止せられたる銀錢は、顯宗皇帝の御宇より以來流通し居たるところのものなり。

この錢文なる和同は、和同にして、大和の銅といふ意なりと知るべし。

和同開珍（わどうかいちん）銅錢

天武天皇白鳳十二年四月發行
西暦六百八十三年

元明天皇の和銅元年五月に至り、また銀錢を發行し、同年八月遂に銅錢をも發行せられたり、

この時發行せられたる銀銅の二錢も、同じく和同開珍と錢文を選まれたりされどこの錢文なる和同は、年号の和銅よりとりたるものにて、年号の和銅は、爾伎阿加賀禰と訓す、即ち熟銅のことなりといふ。

和同開珍 銀錢

元明天皇和銅元年五月發行
西暦七百〇八年

年号を錢文に用ゐしは、この和同開珍錢と、この銀錢は、天武天皇發行の銅錢と、書体酷肖するが故に、天武天皇の御宇にありし銀錢ならんといふものあれど、天武天皇の和同は年号の和同にあらず、されば銀錢に和同と錢文を置くべき筈づなし、故に誤りありと知るべし。

和同開珍 銅錢

元明天皇和銅元年八月發行
西暦七百〇八年

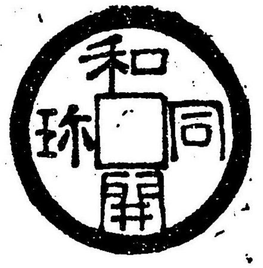

この銅錢は、一說に支那より錢工を雇ひ來りて、鑄造なさしめたるものならんといふ、とにかく吾國の鑄錢事業は、こゝに至りて大に發達し來りたり。

この時私に銀錢を鑄る者現はれいでゝ、大に公錢を紛亂するに至りしかば、和銅二年正月詔を下され、私鑄することを嚴禁せられたり。

和同の銀錢に公爐錢と認めがたきもの多きは、かく當時私鑄錢の多かりしによるものならん。

されど更に其効おかりしかば、同年八月遂に銀錢の通用を禁止し、大に銅錢鑄造のことをなさしめたれども、尚ほ私鑄するもの止まざりしかば、天平寶字四年遂に金銀銅の三貨を發行せられたり。

萬年通寶（まんねんつうほう）

淳仁天皇天平寶字四年三月發行
西暦七百六十年

この新銅錢の一は以て舊銅錢の十に當て、新銀錢の一は以て新銅錢の十に當て、金錢の一は以て新銀錢の十に當て行はしめたり。

一を以て十に當るの法規は、私鑄錢を防遏せんとするの趣意よりいでたるものなれども、結果は却て舊錢を貯藏し、新錢を私鑄するに至らしめたり

太平元寶（たいへいげんぽう） 銀錢 同上

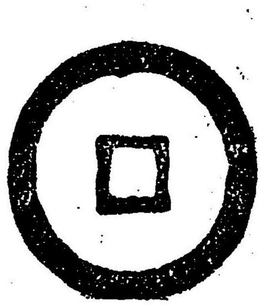

この銀錢は正に其の當時のものなるや否や未だ審かならず。

開基勝寶（かいきしょうほう） 金錢 同上

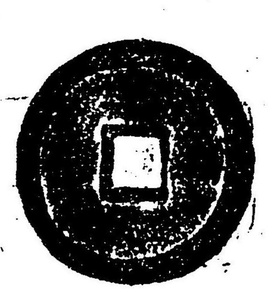

この金錢は、寛政六年四月大和國西大寺西塔跡より發堀せられたるものにて、今は宮內省の御藏となれり。

かく新錢の價格を高めて、私鑄錢を防遏せんとせしかど、尙ほ其の効なかりしかば稱德天皇の天平神護元年九月、また新錢を發行して、舊錢と並行せしめられたり。

神功開寶（じんこうかいほう）

稱德天皇天平神護元年九月發行
西暦七百六十五年

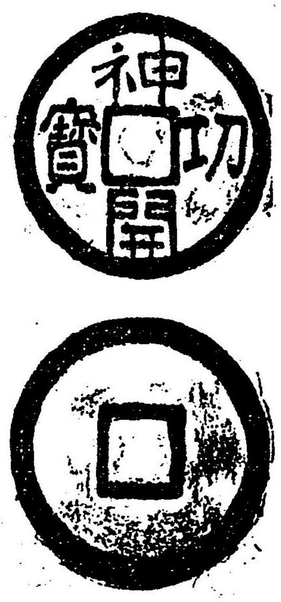

降て桓武天皇の延暦元年に至り、錢價既に宜しとて、鑄錢司を廢されたり、されども亦忽ちにして錢貨の乏しきを告げたるか、私鑄するものまたまず〳〵いでければ、同九年復た鑄錢司を置き、同十五年十一月遂に新錢を發行せられたり。

この時發行せられたる隆平永寶錢は、舊制に復して、新錢の一を以て舊錢の十に當て、新舊の二錢を並行せしめんとせられたり、されど其目的はいかでとげらるべきや、却て舊錢を貯藏し新錢を私鑄せしむるに至りたり。

隆平永寶（りゅうへいえいほう）

桓武天皇延暦十五年十一月發行
西暦七百九十六年

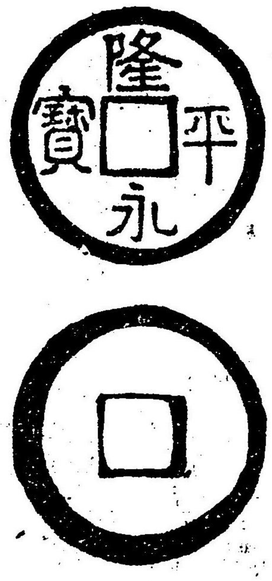

かくて市上の舊錢は漸次に減少し來り、新錢は尚ほ周ねからざりしかば、大同三年五月「百姓之間、新錢未多、宜新舊列用、暫濟民乏」と詔を下されたりされど世に舊錢の尚ほ現はれいでざりければ、遂に嵯峨天皇の弘仁九年十一月

新錢を發行するに至りたり。

この時發行せられたる富壽神寶錢は、其の數をして多からしめんが爲めに錢徑を縮小して鑄造せられたり。

富壽神寶（ふじゅしんぽう）

嵯峨天皇弘仁九年十一月發行
西暦八百十八年

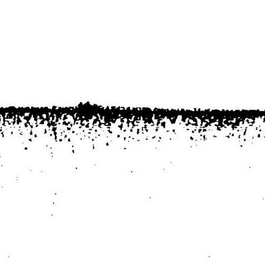

いかゞせしたりけん漸次に採銅の量減じ來りしかば、舊錢を改鑄などせしかども、尚ほ原料の欠乏を補ふこと能はざりし、乃ち遂に錢徑を縮小するの止むを得ざるに至りたり、されば仁明天皇の發行せられたる錢貨は、極めて劣惡なるものとなれり。

承和昌寶（じょうわしょうほう）

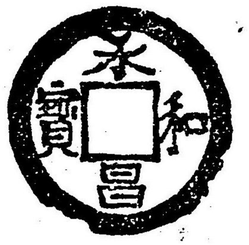

仁明天皇承和二年正月發行
西暦八百三十五年

この新錢も一を以て舊錢の十に當て、新舊並行せしめんとせられたれど能く並行せざりし。

次で發行せられたる長年大寶錢も、同じく新の一を以て舊の十に當て、新舊並行せしめんとせられたり。

長年大寶（ちやうねんたいはう）

同上嘉祥元年九月發行
西暦八百四十八年

人智の發達と共に、ます〳〵貨幣の必要を感じ、しば〳〵錢貨を發行せられたれども、いよ〳〵發行せらるゝ毎にいよ〳〵劣惡となり、清和天皇の發行せられたる錢貨の如きは、いよ〳〵粗惡にして、文字さへ明かならざるもの多かりし。

清和天皇發行の錢貨も、新錢の一を舊錢の十に當て、並行せしめんとせられたり。

饒益神寶（ねうえきしんぱう）

清和天皇貞觀元年四月發行
西暦八百五十九年

貞觀永寶（ぢやうぐわんえいはう）

同上貞觀十二年正月發行
西暦八百七十年

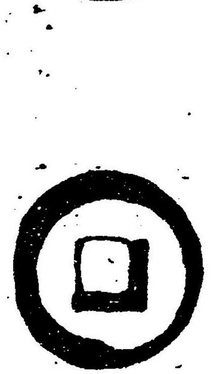

かく鑄錢のことありたれども、當時の錢貨は縮小せるのみならず、製作極めて粗にして文字さへ明かならざる者多かりしかば、遂に惡錢を撰び弃ること行はれたり、依てこれを禁ずるの詔を下され、次で大に鑄錢司を詰責し、且つ銅器の鑄造を禁じ、採銅を促し、大に鑄錢原料の增加せんことを努められたり。されど銅料の缺乏を補ふこと得ざりしにや、宇多天皇の御宇に至り、尙ほ一層粗惡の錢貨を發行せられたり。

宇多天皇發行の寬平大寶錢は、其の價格未だ審かならず。

寬平大寶（くわんぴやうたいはう）

宇多天皇寬平二年五月發行
西曆八百九十年

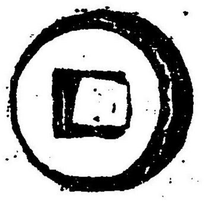

ます〳〵銅料の減少をやなしたりけん、醍醐天皇の延喜七年銅錢と共に、鉛錢をも發行せられたり。

この延喜通寶錢も一を以て舊錢の十に當てられたり、鉛錢のことは正史に見えざれども、正に發行せられたることは事實なるべし。

延喜通寶（えんぎつうはう）

醍醐天皇延喜七年十二月發行
西曆九百〇七年

また村上天皇の天德二年、銅鉛の二錢を發行して、共に並行せしめんとせられたり。

村上天皇發行の錢貨は、價格未だ審かならざれども、恐らくは舊制に倣ひ

て、新の一を以て舊の十に當てられたるものなるべし。

乾元大寶（けんげんたいほう）

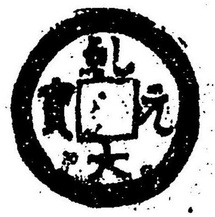

村上天皇天德二年三月發行
西曆九百五十八年

かく發行せられたる錢貨は、極めて賤劣なりしかば、新舊錢貨の間に著しく價格の差現はれいでゝ、流通滑かならざりし故にや、康保二年三月遂に舊錢の通用を禁止せられたり。

されば世の錢貨は、皆な賤小なるものゝみとなれり、よりて世人は大に吾國の錢貨を嫌ふに至りしかば、斷然一條天皇の永延元年十一月二日、佛事を除くの外は全く錢貨の通用を禁止せられたり、されどよくこれを禁止することを得

んや、世人はこの時既に渡來し居たる唐宋の錢貨を、竊かに使用し居たるが故に、さのみ不便ともなさゞりし。

以來は絶えて錢貨發行のことなく、却て唐宋の錢貨をとりて以て直に吾國の寶貨となさんとして、しば〳〵彼の國より求めえて、其の缺乏を補ひ居たりしかば、當時世の錢貨は概ね唐宋の錢貨のみとなれり。

開元通寶（かいげんつうほう）

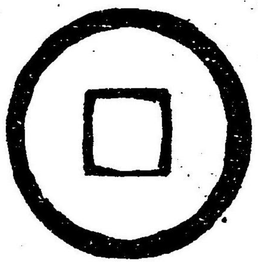

元豊通寶（げんぽうつうほう）

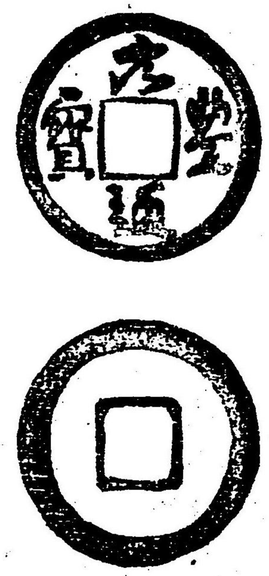

當時渡來したる唐宋の錢貨は、全く吾國の寶貨と見做らさるべきものなれば、其の得やすきもの一二を載せたり。

後醍醐天皇は大にこれを憂ひさせ給ひて、建武元年三月二十八日官錢を造りて天下に頒んと詔勅を下されたり、されど遂に發行するに至らずして止みたるものなるか、正に其の當時のものと認むべきもの未だ一も發見せず。

この時市上の錢貨はいよ〳〵缺乏を來しければ、從て私鑄するものも亦多かりけん、極めて劣惡なる錢貨世に現はれ出でたり。

かくありければ足利將軍は、復たしば〳〵明朝へ使を遣して錢貨を求め、世の缺乏を補ひ居たり、この時明朝新鑄の永樂錢特に多く渡來して、吾國の市上は多數の永樂錢を見るに至りたり。

一たび永樂錢の美なるをみては、世人大に之を貴重し、古渡の磨滅錢又は吾國私鑄の劣惡錢を目しては鐚錢となし、大に之を賤しみ、之を擇び棄るに至りて、市上喧囂なりしかば、天文十九年北條氏康關八州の市上には永樂一錢を用ゆべしと布告せられたり、されば鐚錢はいつしか關西に流れ行き、永樂錢は獨り關東にとゞまりて流通し居たり。

永樂錢は世の貴重する處となりしかば、吾國に於ても摸鑄せしことありといふ、されどこゝには明朝より渡來したるものを特に載せたり。

最初永樂錢の相場は、永樂一錢に鐚四五錢なりしが、慶長十三年幕府は、金壹兩に永樂一貫文、永樂一貫文に鐚四貫文と定められたり。

永樂通寶（えいらくつうほう）

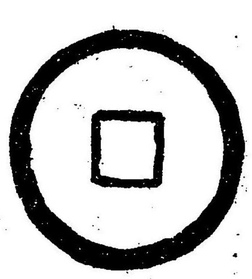

永樂錢は慶長十三年十二月八日遂に通用を禁止せられたり。

錐錢とは惡錢といふの意にして、唐宋元明より渡來せし磨滅錢又は吾國私鑄の粗惡錢などを總稱するものにして、或はまた之を京錢ともいふ、されば其の種類も極めて多く、今も尙ほ補助貨なる寬永錢中に混じて廣く流通し居れり。

永樂通寶

錐錢

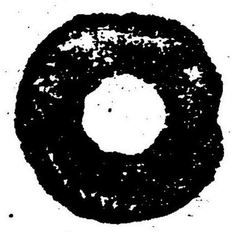

聖宋元寶（せいそう）

同上

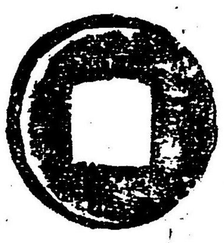

降て織田豐臣の世に至り、國に一定の貨幣なく、民の困苦するを察し、遂に幣制を定められんとおしたるも、事ならずして終りたり。

このとき島津惟新大隅國加治木に據り、琉球貿易の爲め大に錢貨を鑄造せられたり。

加治木座鑄錢のことは、天正元和の頃始めて着手せられたるものにて、最初は唐宋元明の諸錢を摸したる所謂錐錢なるものにてありしならんも、後

には漸次に美錢を鑄造するに至り。

洪武通寶（こうぶつうはう）　背文治

この時既に吾國に於ても金銀を以て貨幣となし居たるものあれども、固より定形定量の貨幣ありしにあらず、德川海内を一統し、貨幣の紊亂を憂ひ、慶長六年五月遂に貨幣の制度を定められたり、こゝに於て始めて吾國一定の金銀貨を見るに至りたり。

小判金即ち壹兩判金は本位金貨にして、當時は四匁八分を以て金壹兩と定められたり。

慶長江戸座小判金（けいちやうえどざこばんきん）

後陽成院慶長六年德川家康發行
西暦一千六百〇一年

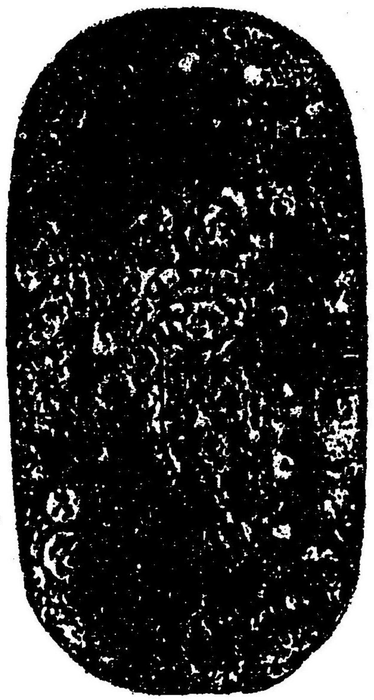

壹分判金も本位金貨にして、小判金の四分の一を以て、壹分判と定められたり。

慶長の金貨は千分中に金八九六・九　銀一四二・五　雜〇〇〇・六を含有す。

慶長壹分判金　同　上

丁銀及び豆板銀は、秤量貨幣にして定形定量を有するものにあらず、故に用に臨み秤量して使用するものなり。

この時吾國に於ては、銀四十三匁を以て、金壹兩に替へしむるの定めなりし、故に丁銀若し四十三匁に不足するときは、豆板銀を加へて四十三匁となし、包座に於て之を封印し其のまゝ流通するものにして、之を銀一枚包といふ。

慶長丁銀 同上

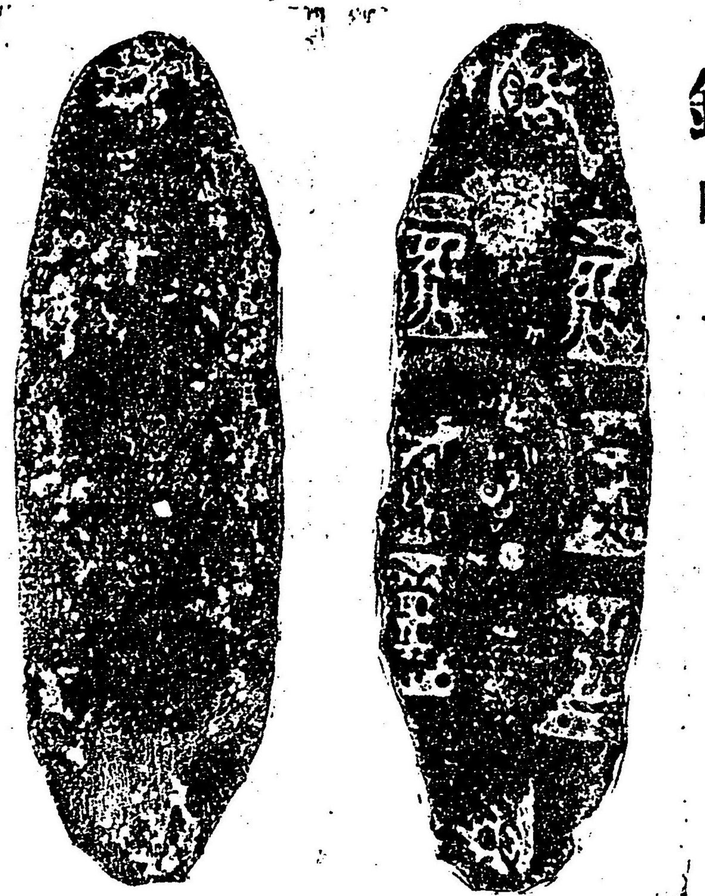

慶長豆板銀（まめばん） 同上

銀貨は補助貨幣にして、この時金と銀との價格比例は、大約銀十に金一ありとす。

慶長の銀貨は、百分中に銀八十分、銅二十分を含有す。

かく金銀貨の制度は定まりたるも、錢貨はいよ〳〵亂れて錢の善惡を撰ぶこと嚴しかりしかば、遂に慶長十一年補助貨の一なる錢貨を發行して、永樂錢と並行せしめんとせられたり。

慶長通寶

後陽成院慶長十一年德川家康發行
西曆一千六百〇六年

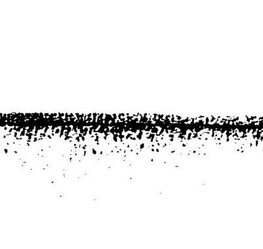

されど世人は尚ほ新錢を粗惡りとし、鐚錢と同一視して、永樂錢のみを貴みければ、慶長十三年遂に永樂錢の通用を禁止し、元和年間に至りまた錢貨を發行せられたり。

背文の一字は、ある説によれば天下一統の一なりといふ、されどいかゞ乎未だ審かならず。

元和通寶（げんなつうほう）

背文一

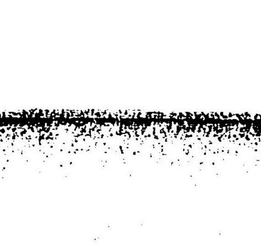

後水尾院元和年間德川家康發行

其の後幕府はしば〳〵禁制以外の錢貨を撰び棄てることを禁止せられたるも、いさゝか其の効なかりしかば、斷然錢貨改良のことを企るに至れり、即ち寛永十三年五月錢制を定め、大に新錢を發行せられたり、こゝに於て再び吾國鑄造の錢貨を以て、吾國の寶貨とおすことを得るに至れり。

この時錢貨を鑄造したるは、江戸及び近江國坂本の二ケ所にして、江戸の

錢座は今日まで淺草芝の二ヶ所にありたるものとなし居たるも、寛永年間淺草に錢座のありたる事實を見ざるのみならず、一の正しき記錄をも發見せず、故に江戸の錢座は芝新錢のみにてありしと知るべし。

寛永通寶（くわんえいつうはう）

明正院寛永十三年五月德川家光發行
西曆一千六百三十六年

この錢は芝新錢座に於て鑄造せられたるものにて、錢文の筆者は天海僧正なりといふ。

寛永通寶　同上

この錢は近江國坂本に於て鑄造せられたるものなり。

この時發行せられたる錢貨は、金壹兩に四貫文替への定めありし。

以來大に鑄錢のことありたれども、錢貨の海外に濫出せんことを恐れて、幕府は萬治二年七月長崎市長の請を容れ、互市用として錢貨鑄造のことを許したり、されど公爐錢と區別せしめんが爲めに寛永の文字を禁じられたり。

元豊通寶

後西院萬治二年至貞享二年長崎市長鑄造
西暦一千六百五十九年至一千六百八十五年

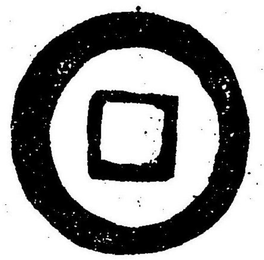

この時鑄造せられたる錢貨は、みな唐宋元明の錢貨を摸したるものにて其の種類も甚た多し。

尙ほ錢貨世に周ねからざりしかば、寛文元年また吹繼のことありて、大に錢貨を發行せられたり。

この儀は松平信綱の建議により、京の大佛を毀ちて鑄造せられしといふも

のにて、寛文元年より延寶元年に至る十三年の間、龜井戸錢座に於て鑄造せられたるものなり、錢文の筆者は辻春達なりといふ。

寛永通寶

後西院寛文元年徳川家綱發行
西暦一千六百六十一年

元祿八年通貨の欠乏を名とし、金銀貨の改鑄を行ひ、次で同十年新に補助貨の一なる貳朱判金貨を發行せられたり。

この新貳朱判金貨は、二個を以て壹分判金貨に替へるの定めありし。

貳朱判金貨

東山院元祿十年德川綱吉發行
西曆一千六百九十七年

この新二朱判金貨千分中には、金五六四・一、銀四三一・九、雜〇〇四・〇を含有す。

幕府は寶永三年七月、柳澤吉保に甲州の封內を限り通用するところの金貨鑄造のことを許したり。

これは昔しより流通し來りたるところの金貨を改鑄したるものにて、總て松木座に於て鑄造せられたるものなり、之を甲安金といふ、この金貨は總て元祿法に准じて銀分を多く加へられたり。

壹分判金貨

東山院寶永四年柳澤吉保發行
西曆一千七百〇七年

貳朱判金貨

同　上

壹朱判金貨　同上

朱中金貨　同上

甲金は金壹兩を銀四十八匁、金壹分を銀拾二匁、と定む、故に銀六匁は金

貳朱、銀三匁は壹朱、銀一匁五分は朱中なりとす。

かくて寶永五年閏正月、若年寄稻垣對馬守重富のはからひにて、荻原重秀の說行はれ、遂に當十錢を發行するに至りたり。

寶永通寶（はうえいつうはう）　當十錢

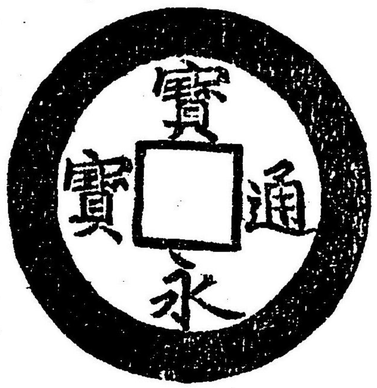

東山院寶永五年德川綱吉發行
西曆一千七百〇八年

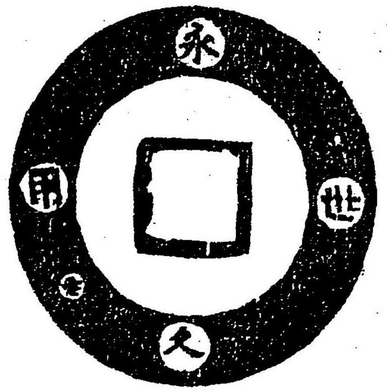

この當十錢は京都七條座に於て鑄造せられたるものにて、樋口彌門の書なりといふ、これ吾國に於て大錢を發行なしたる始めなりとす。

當十錢は通用滯りしかば遂に寶永六年正月十一日通用を停止せられたり。

降て元文四年に至り、當時の儒士物徂徠の說行はれて、遂に志呂美錢を發行し、次て鐵錢をも發行するに至りたり。

寬永通寶　志呂美錢

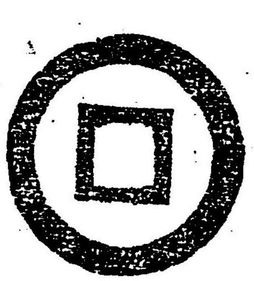

櫻町院元文四年德川吉宗發行
西曆一千七百三十九年

この志呂美錢は江戸深川平井新田座に於て鑄造せられたるものなり。

寬永通寶　鐵錢　同上

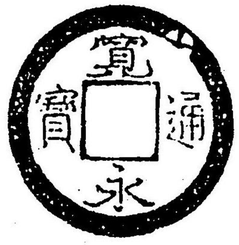

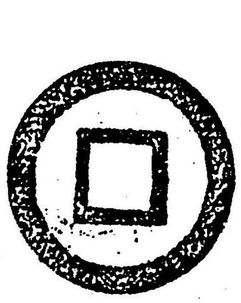

この鐵錢は深川十万坪座に於て鑄造せられたるものにて、輪の十字は錢座の座章なり、これ吾國鐵錢の始めなりとす。

降て明和年間に至り、執政田沼主殿頭大に諸政を紊亂し、財計甚だ困乏したるに乘じ、川合越前守次郎兵衛久敬いでゝ、丁銀の不便を名とし、五匁銀なる

定形定量の銀貨を發行せんこと請ふ、遂に發行するに至りたり、これ定量銀貨の嚆矢なりとす。

五匁銀貨（おもんめぎんくわ）

後櫻町院明和二年德川家治發行
西曆一千七百六十五年

五匁銀貨の周郭にある波紋は、川合越前守の代紋青海波より思ひつきたるものなりといふ、蓋し周ねく世上に流通して水波の止まらざる如くあれと希ふたるものなるべし。

この五匁銀百分中には銀四十六分、銅五十四分を含有す。

また川合越前守久敬の建議により、明和五年當四寛永錢を發行せられたり。

寛永通寶（くわんえいつうほう）

當四錢

後櫻町院明和五年德川家治發行
西曆一千七百六十八年

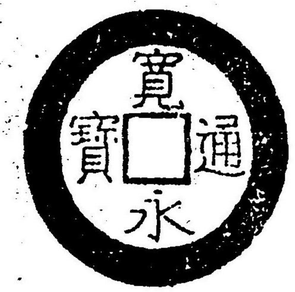

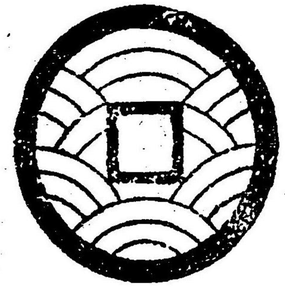

寛永通寶 同上 同上

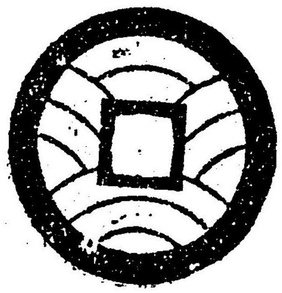

當四錢は深川千田新田座に於て鑄造せられたるものにて、背に數多の半環狀線あり、其の數の多きものを小水波といひ、少なきものを大水波といふこの水波も五匁銀の波紋と同一意にて置かれたるものなるべし。當四錢は明治四年十一月價格を貳厘と改められ、今に補助貨の一として通用せらる。

されど五匁銀貨の流通滑かならざりしかば、明和九年九月、遂に通用を停止し新に南鐐貳朱判銀貨を發行せられたり。

南鐐貳朱判銀貨（なんりょうにしばんぎんくわ）

後桃園院明和九年德川家治發行
西曆一千七百七十二年

南鐐二朱判銀は八個を以て金壹兩に當て行はしむ、されど金貨と同一ならしむること難かりけん、再三令して金貨と區分することを禁じたり。南鐐の南は、南金の南にして、南金は銀の異名なり、鐐は銀の精製美白なるものをいふ、故に南鐐とは銀の上品なるものと知るべし。

南鐐貳朱判銀千分中には銀九七●五、雜〇二二●五を含有す。

幕府は天明四年十一月松平陸奥守の願により、其封内限り通用の錢貨鑄造のことを許されたり。

仙臺通寶（せんだいつうほう）

鉄錢　光格天皇天明四年至同八年
松平陸奥守發行
西暦一千七百八十四年至同八十八年

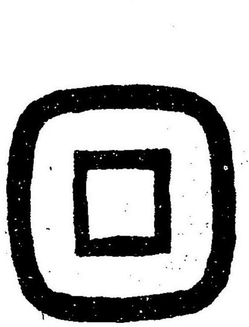

文化十五年新に貳分判金貨を發行す、この新金貨二個を以て金壹兩に當て行はしめたり。

この二分金貨千分中には金五六三●〇　銀四三五●〇　雜〇〇二●〇を含有す。

貳分判金貨

仁孝天皇文化十五年德川家齊發行
西暦一千八百十八年

また文政七年新に壹朱判金貨を發行す、この新金貨十六個を以て、金壹兩に當て行はしめたり。

この壹朱金貨千分中には金一二三●一、銀八七四●〇、雜〇〇二●九を含有す。

かゝる銀貨に等しき金貨を發行す、幣制の紊亂其極に達したりと謂べし。

壹朱判金貨

仁孝天皇文政七年德川家齊發行
西曆一千八百二十四年

壹朱判銀貨

同上文政十二年德川家齊發行
西曆一千八百二十九年

又同十二年新に壹朱判銀貨を發行す、十六個を以て金壹兩に當て行はしむ。

この壹朱銀千分中には銀九七四・七、雜〇二五・三を含有す。

天保通寶（てんぽうつうほう）

當百錢

仁孝天皇天保六年德川家齊發行
西曆一千八百八十五年

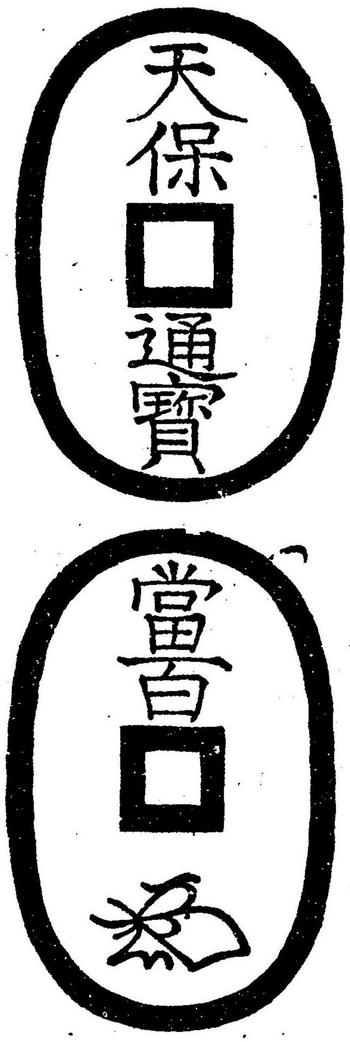

天保六年又新に天保通寶なる當百錢を發行せられたり。
天保錢は最初一を以て並錢百文に當て行はしめたるものなれども、明治元年閏四月遂に其の價格を八厘に下げられたり。

天保錢は明治二十四年十二月三十一日通用を禁止せられたり。

五兩判金貨

天保八年また新に五兩判金貨を發行せられたり。

仁孝天皇天保八年德川家齊發行
西曆一千八百三十七年

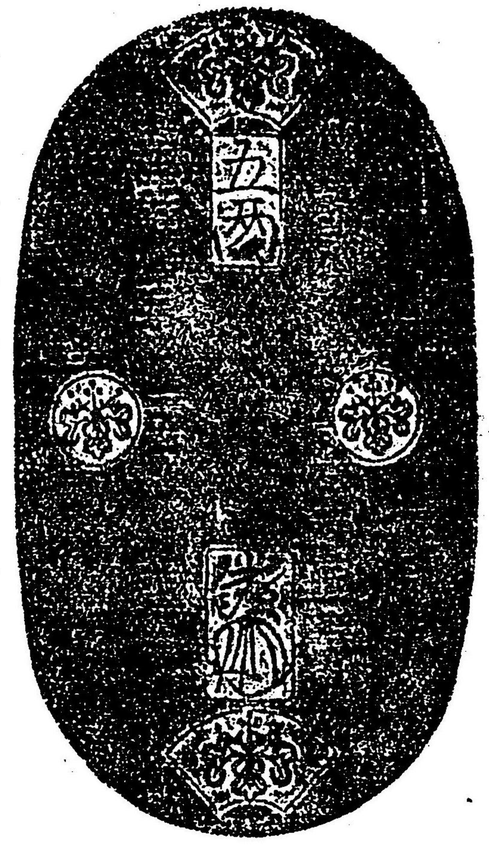

この五兩判金貨は安政元年七月十三日遂に通用を停止せられたり。

五兩判千分中には金八三七・五、銀一六〇・五、雜〇〇二・〇を含有す。

この時また壹分判銀貨をも發行す、この新銀貨四個を以て、金壹兩に當て行

はしめたり。

壹分判銀貨　同上

この壹分判銀千分中には銀九九一・四、雜〇〇八・六を含有す。

嘉永六年十二月南鐐上銀を以て壹朱判銀貨の改鑄を行はれたり。

この改鑄新壹朱銀は、十六個を以て金壹兩に當て行はしめたり。

新壹朱銀千分中には銀九六七・八、雜〇三二・二を含有す。

この壹朱銀貨は、安政元年正月二十四日より通用せらる。

改鑄壹朱銀貨

孝明天皇嘉永六年十二月德川家定發行

西曆一千八百五十三年

箱館通寶（はこだてつうほう）　鐵錢

幕府は安政四年五月北海道通用の爲め、特に鐵錢を發行せられたり。

孝明天皇安政四年德川家定發行

西曆一千八百五十七年

また安政六年五月二朱判銀貨の改鑄を行はれたり。
この改鑄新二朱判銀貨千分中には銀八四四・六、雜一五五・四を含有す。

改鑄二朱判銀貨

孝明天皇安政六年德川家茂發行
西暦一千八百五十九年

この時外國の貨幣國内に多く流通し來りたれば、幕府は安政六年十二月重量七匁以上のものを以て銀三分に當て行ふ旨令せられたり。
最初は米銀に限られたるものなれども、後には何れの銀貨と雖も、重量七匁以上のものは通用を許されたり。

僭印銀貨

孝明天皇安政六年通用許可
西暦一千八百五十九年

この僭印銀貨には、三分と價格を印し、改定と撿印せられたるものなり。
万延元年四月小判金貨を改鑄す、これ吾國小判金貨の最小なるものとす。
この小判金貨千分中には金五七三・六、銀四二四・〇、雜〇・二・四を含

有す

改鑄小判金貨

孝明天皇万延元年四月徳川家茂發行
西暦一千八百六十年

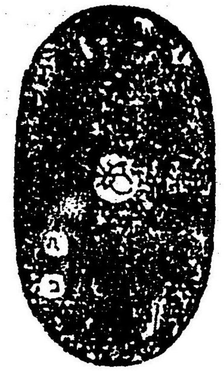

次て同年十二月遂に當四鐵錢を發行せられたり、これ吾國當四鐵錢の始めなりとす。

これは深川大工町の銀座附屬地に於て鑄造せられたるものにて、當四銅錢と並行せしめんとせられたり、されど流通滑かならざりし。

寛永通寶　當四鐵錢

孝明天皇万延元年徳川家茂發行
西暦一千八百六十年

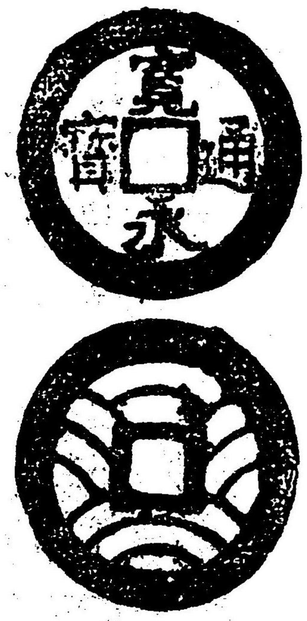

文久元年幕府は、琉球貿易の爲め島津久光に錢貨鑄造のことを許したり。

これは琉球貿易を名として鑄造したるものなれども、其の實專ら藩内に流通せしめたるものなり。

この錢の錢側にサ字の捺印あり、これ薩摩のサの字なるべし。

琉球通寶（りうきうつうはう）　當百錢

孝明天皇文久元年島津久光發行
西暦一千八百六十一年

當百錢は市上の通用二文安にてありしと、又半朱錢は三十二枚を以て、金壹兩に當てたるものかれども、藩民は大に嫌へて流通滑かならざりしといふ。

琉球通寶　半朱錢

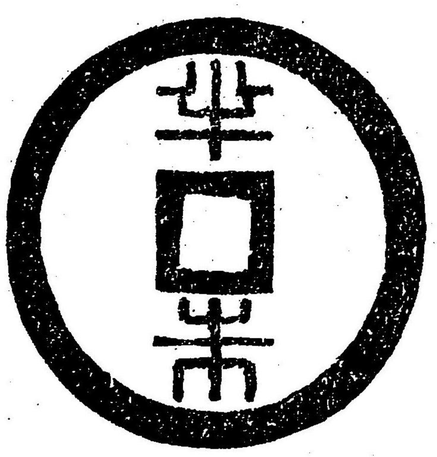

孝明天皇文久二年島津久光發行
西暦一千八百六十二年

琉球錢の錢文は松岡十太夫といへる人の筆なりといふ。

この時秋田藩に於ても、封内限り通用の貨幣鑄造のことを許されたり。秋田の貨幣は出羽國阿仁銅山に於て鑄造せられたるものにて、秋字の撿印は秋田を表するものなり。

秋田半兩判銀貨

孝明天皇文久二年佐竹右京太夫義就發行
西暦一千八百六十二年

この判銀の周邊にある鎚記印は裕字なり、四匁六分は價格にして、壹兩判銀九匁二分の半ありとす。

秋田藩に於ては、銀九匁二分を以て、金壹兩に當てしむるの定めなりしかば、九匁二分判は即ち壹兩判銀貨なりとす。

秋田壹兩判銀貨

同、上

この壹兩判銀貨は、流通滑かならざりし爲めなるか、忽ちにして通用を停止せられたるよし。

秋田壹分判銀貨

年月未勘佐竹義就發行

この壹分判銀は阿仁銅山に於て使用せられたるものなり。

この時秋田藩に於ては、銅錢をも發行し、同じく阿仁銅山に使用せしめられたり。

この波錢は當百錢なりしも、私には八十文通用なりしといふ。

この波錢も阿仁銅山に於て鑄造せられたるものにて、背の秋字なる撿印は判銀に用ゐしものと同一なるものなり。

波錢

當百錢

孝明天皇文久二年佐竹義就發行
西暦一千八百六十二年

この波錢なるもの〻領民の喜ばさりし故にや、少しく重量を增加し、正に當百に通用せしめんとて、鐚錢なるものを發行せられたり。

鐚形錢

當四錢　年月未勘佐竹義就發行

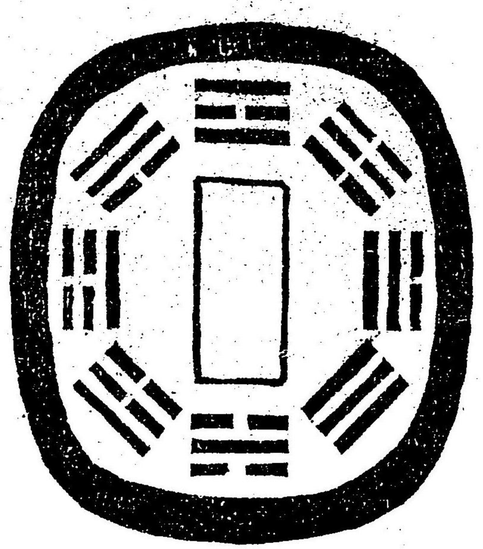

この鐚錢は藩主重代の寶藏廣東鐚を摸造せしものありといふ、其の錢側に

行体久字の撿印あり、これ久二の久と同一意なるべし。

銅山至寶

當百錢　孝明天皇文久二年佐竹義就發行
西暦一千八百六十二年

この銅山至寶は當百錢にして、同しく阿仁銅山に於て使用せられたるもの
にて、背の久二は文久二年といふことを意味するものと知るべし。

この時仙臺藩に於ても、貨幣鑄造の許可を得て、封内限り通用の貨幣を發行せられたり。

仙臺豆板銀

孝明天皇文久二年松平陸奥守發行
西暦一千八百六十二年

この豆板銀の面には小槌を現はし、其柄部の左右に二の字を置き、槌体に文久の二字を鑿記す、背には銀山と鎚記し、其側らに仙字を鑿記す
また仙臺藩にては、陸前國玉造郡細倉鉛山に於て使用せしむるの目的を以て鉛錢を發行せられたり、これ吾國に於て公然鉛錢を發行したる嚆矢なりとす。

細倉鉛錢

當百錢　年月未勘松平陸奥守發行

この鉛錢の背には秀字の花押あり、其の側らに一の檢印あるものもあり、されど其の檢印の文采た審かならず

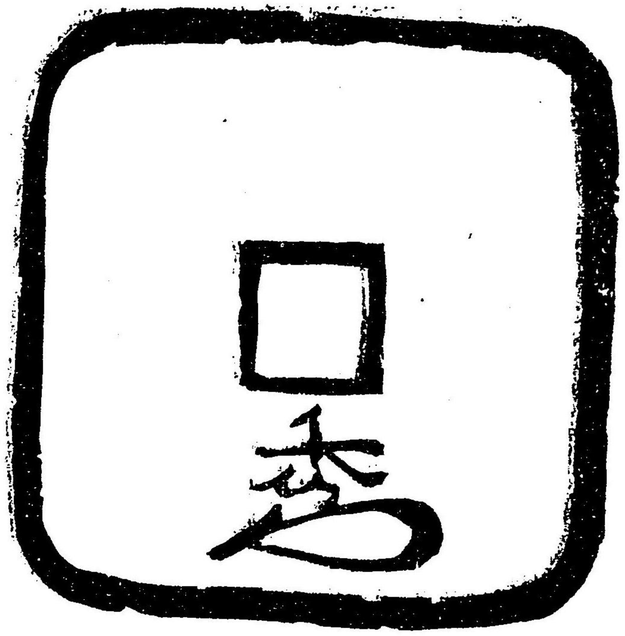

この時幕府も文久永寶なる當四錢を發行せられたり。
文久錢は淺草橋場及び本所小菅の金座下吹所に於て鑄造せられたるものなり。

文久永寶　當四錢

孝明天皇文久三年德川家茂發行
西暦一千八百六十三年

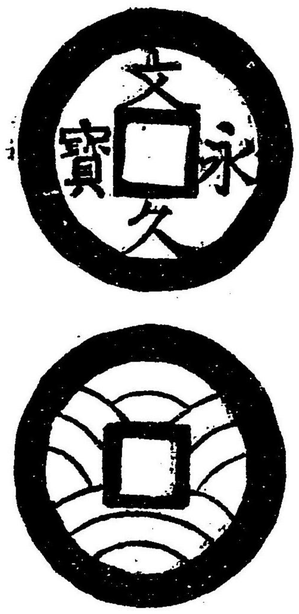

文久錢は明治元年閏四月、六枚を以て天保錢一枚に替へることに改められ今も御淺補助貨の一として流通せられ居。

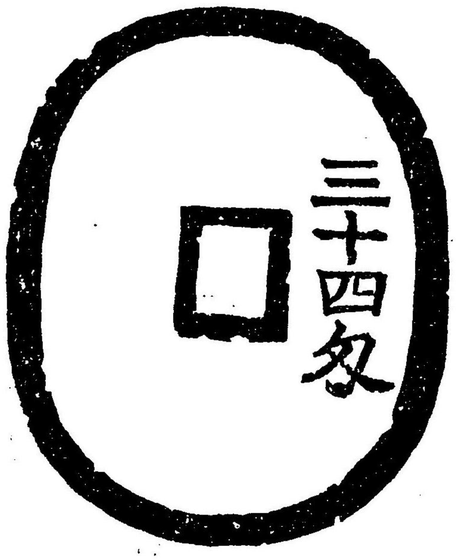

また米澤藩に於ても仙臺藩の例に倣ひ、許可を得て鉛錢を發行せられたり。

米澤鉛錢 當二百錢　年月未勘上杉式部大輔發行

この鉛錢は發行の年月審かならざれども、生産局と置れたるより考ふれば恐くは慶應末年のものならん。

この時山形藩に於ても幕府の許可を得て貨幣を發行せられたり。

山形壹兩判銀

年月未勘山形藩發行

山形藩に於ては銀八匁を以て金壹兩に替へる定めなりしといふ、故にこの判銀は壹兩判なりせす。

山形壹兩方板銀

同上

山形藩に於て鑄造せられたる判銀は、發行の年月未た審かならざれども、傳說によれば慶應年間のものなりといふ。

楕圓判銀にある山字の鎚記印は山形を示し、方板銀の改字は檢印にして四側の上字は鑑磨するを防くものなり。

この外尙は但馬石見佐渡加賀越後などの各地に於て、領內限りの金銀貨を發行なしたりといふも、今日に在りては其の貨幣の極めて稀有なるのみならず、其の事蹟も未だ審かならざるが故に今こゝにはのせず。

11537

日本の貨幣

畢

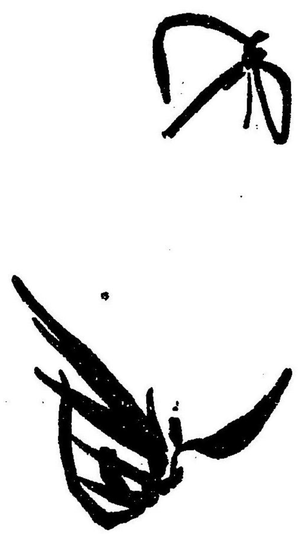

昭和十年十月十日印刷
昭和十年十月廿日發行

編輯兼發行者　東京市日本橋區通一丁目十二番地　濱本文四郎

印刷人　東京市日本橋區通一丁目十二番地　佐藤源四郎

印刷所　合名會社秀英舍

發行所　東京市日本橋區通一丁目十二番地　大日本貨幣研究會

日本の貨幣 畢

明治卅六年二月二十日印刷
明治卅六年二月廿三日發行（定價金三拾錢）

編輯兼發行者　東京市日本橋區濱町二丁目十一番地　榎本文四郎

發行者　東京市淺草區茅町二丁目十七番地　佐賀源四郎

印刷者　全所

印刷所　活印舍

發行所　東京市日本橋區濱町二丁目十一番地　大日本貨幣研究會

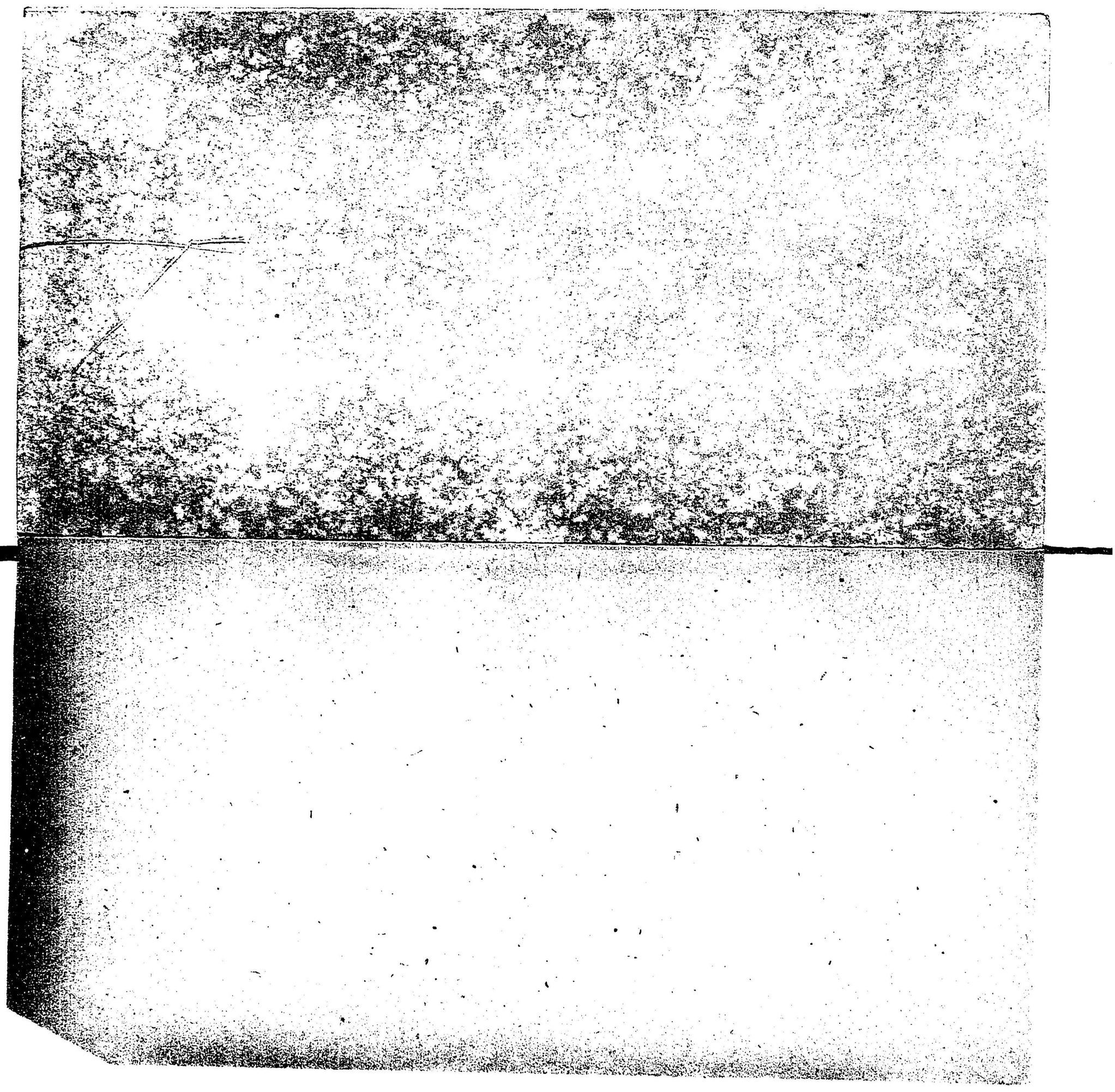

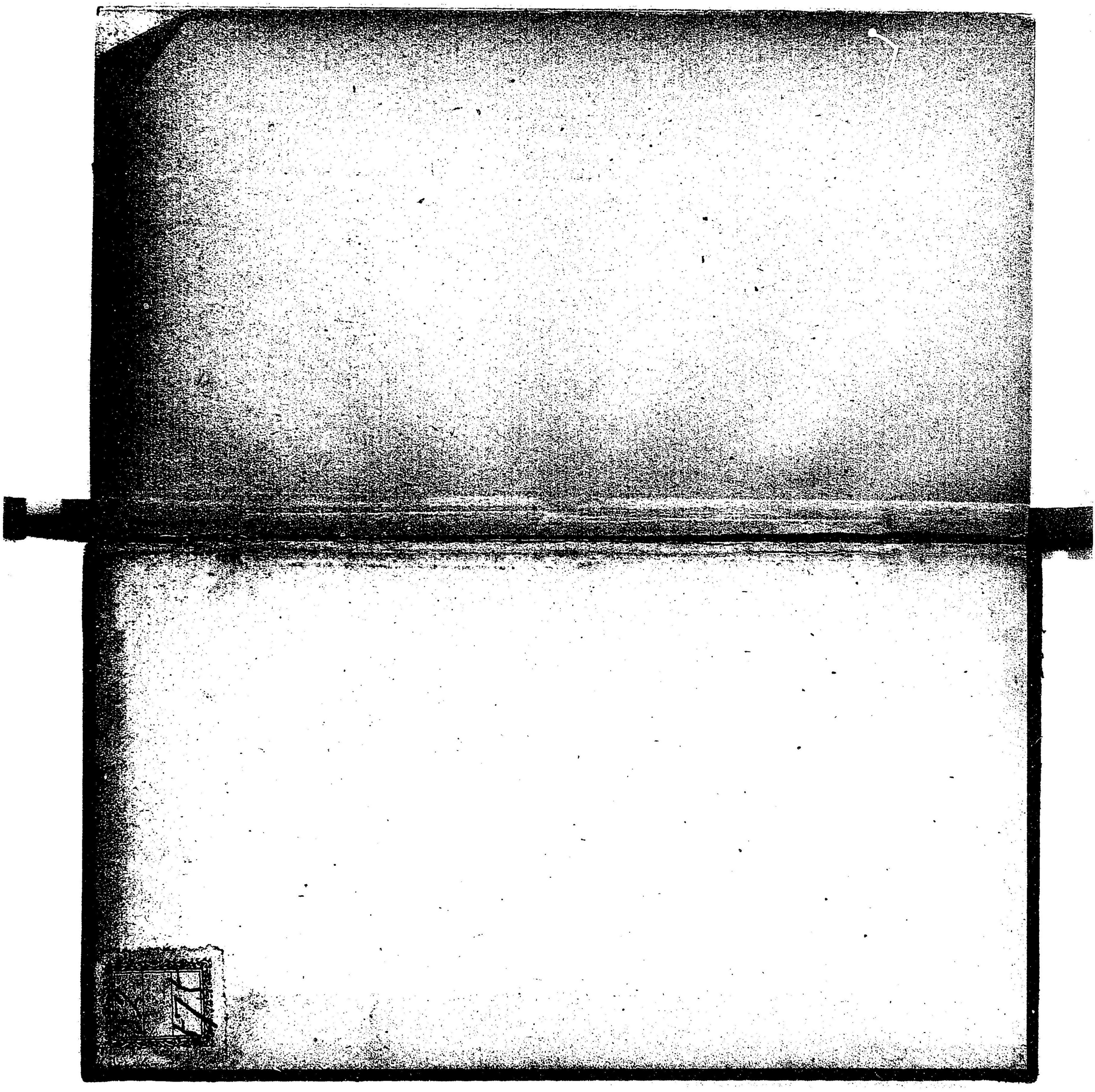

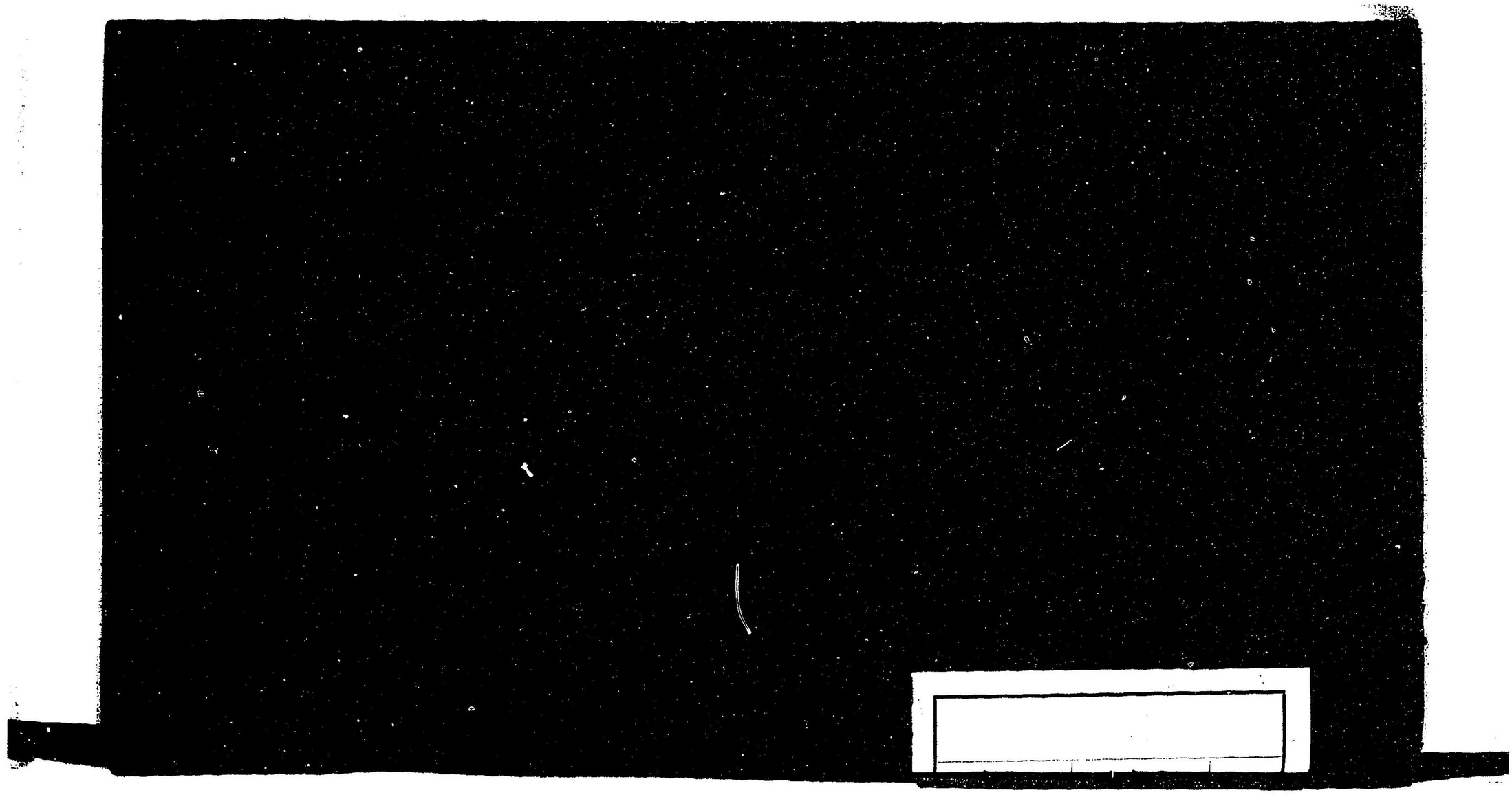

041243-000-1

82-575

日本の貨幣

榎本 文四郎（文城）／著

M36. 2
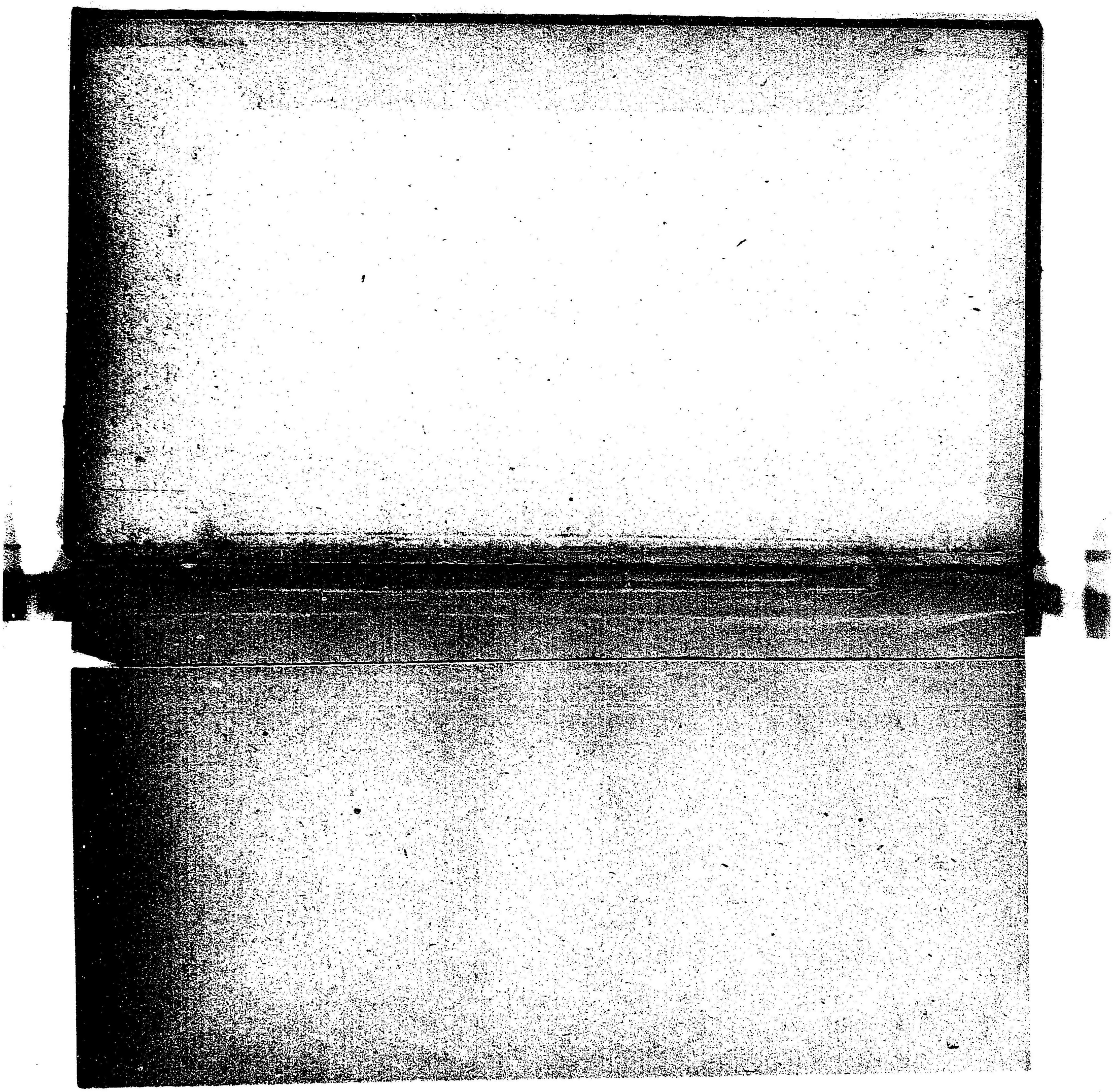
BDF-0453